

(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会
第1回委員会 議事録

日 時 平成22年9月13日(月) 午後7時より

場 所 市役所別館第3会議室

司 会： それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回(仮称)門真市自治基本条例を考える市民検討委員会を開催させていただきます。

なお、本日までご出席の皆様方におかれましては、残暑厳しい中、市役所まで足をお運びいただきまして誠にありがとうございます。

なお、広報等で使用するため、事務局が写真撮影を行いますので、あらかじめご了承ください。

それでは、開会にあたりまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

市 長： 皆様方におかれましては、この度自治基本条例を考える市民検討委員会の委員にご就任いただきまして誠にありがとうございます。

本市では昨年を「公民協働元年」と位置付けまして、さまざまな場面で市民の皆様と手を携えながら協働のまちづくりに取り組んでいるところであります。

今後もさらに公民協働を推し進め、行政情報の積極的な提供や市民の皆様と情報の共有を図り、多様な主体がまちづくりに参加・参画できる環境づくりを行ってまいりたいと考えております。

「自分たちのまちは、自分たちで守り、育てる」というコミュニティの醸成し、公民協働によるまちづくりを推し進め、本市の自治の基本理念を明らかにするため、皆さまとともに自治基本条例の制定に取り組んでまいりますので、よろしく願いたします。

次代を担う子どもたちに夢と希望を与え、明るい未来の門真を引き継ぐことができるよう「人・まち・“元気”・体感都市 かどま」の実現に向け、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

司 会： それでは、ここで25名の委員の方々を名簿順にご紹介させていただきます。

(事務局より委員紹介)

ここで、事務局につきましても紹介をさせていただきたいと存じます。

(事務局紹介)

なお、市長は公務のためこれにて退室させていただきます。

司 会： それでは、本日の資料を確認させていただきたいと存じます。

まず、委嘱状、

第1回（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会次第、

資料1 委員名簿、

資料2（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会設置要綱、

資料3 審議会等の会議の公開に関する指針、

資料4 自治基本条例について

資料5 スケジュール案

資料6 今後の進め方について

参考資料として、自治基本条例のパターン

大阪府内の自治基本条例比較表

門真市第5次総合計画冊子

以上となっております。

もし、不足の資料がございましたら、お申し出ください。

では、次の案件に移らせていただきます。

案件2、「委員長・副委員長・部会長の選出について」は、（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会設置要綱第5条の規定により、委員長及び副委員長を委員の互選により定めることとなっております。

委員長・副委員長の主な責務としましては、委員会の進行と条例原案を（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会へ報告することでございます。

（委員長は推薦で学識経験者、副委員長は立候補により公募市民に決定）

司 会： 委員長、副委員長には正面のお席にお着きいただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

続きまして、各部会長の選出を行います。

（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会設置要綱第6条第6項の規定に、策定部会の部会長は委員長が兼任し、検討部会の部会長は委員長が指名する者をもって充てる。とされております。このことにより、策定部会の部会長は委員長の兼任とさせていただきます。続きまして、検討部会の部会長は委員長が指名する者をもって充てるとされておりますので、委員長より指名をお願いします。

委員長： 副委員長にお願いしたいと思います。

司 会： それでは、検討部会の部会長は副委員長に兼任していただくことになりました。検討部会長の責務としましては、検討部会の議長を務めていただくことですが、

策定部会委員も兼ねておられますので、策定部会への検討部会報告もお願いしたいと思えます。

司 会： 続きまして、委員長、副委員長にはご就任にあたり、一言ずつご挨拶をお願いしたいと存じます。

まず、委員長からお願いいたします。

委員長： 皆さんこんばんは。皆さんと一緒に門真市らしい自治基本条例を作っていきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

といいましても、私自身門真のことを知りませんので、皆さんの活発な意見交換が非常に重要です。皆さんの意見交換の方針に従ってまとめていきたいと思っております。いくつかの自治体で自治基本条例や市民参画促進条例などに関わってきましたが、素朴な議論をしながら作ったところが一番いいのかなと私は思っています。あまり立派なものを作りすぎて動かない自治体をいくつか知っております。素朴な議論を経て、実質地域活性化につながっていくような条例をつくるために、皆さんの想いをどんどん出していただきまして、私は少しでも交通整理の役割を果たしていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。

次に、副委員長お願いいたします。

副委員長： 他の委員の中にも何人かいらっしゃいますが、実は私は文部科学省の委託事業であります学校支援地域本部事業の第四中学校区の学校支援コーディネーターをしております。と同時に大阪府の地域コーディネーターも兼任しております、今回自治基本条例を考える市民検討委員会に参加させていただきました。

皆様とともに門真市民のために頑張っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。

では委員長、副委員長が決定しましたところで、これ以降の議事進行につきましては、委員長にお願いいたします。

委員長： それでは、これ以降は私の方で進めさせていただきます。

案件3、「会議の公開について」を議題とさせていただきます。それでは事務局から説明願います。

事務局： それでは案件3、「会議の公開について」ご説明いたします。

本市では、お手元にお配りしております資料でございますが、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された市長その他の付属機関である審議会・審査会などの会議については、透明か

つ公正な会議の運営に資するとともに、市民参加による市政の推進に寄与することを目的として、公開することを原則としております。

ただし、例外として、門真市情報公開条例第6条に定められた不開示情報（個人情報など）に該当する情報に関する審議等を行う場合と、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合は非公開にすることができるとしております。

なお、「審議会等の会議の公開に関する指針」4公開、非公開の決定で「審議会等の公開、非公開の決定は、審議会の長があらかじめ当該会議に諮って行う。」とされておりますので、本委員会の公開・非公開についてお諮りいたします。

なお、会議は公開すると一旦決定した場合でも、審議案件に応じて、適宜、公開・非公開の判断をすることができるとしてしておりますので、そのことも踏まえてよろしくお願ひいたします。

委員長： ただいまの説明について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

委員長： では、特にご質問がないようですので、本委員会を公開することと決定してよろしいでしょうか？

（異議なしの声あり）

委員長： ありがとうございます。ご異議がないようですので、本委員会を公開することと決定いたします。そのことについて、何か事務局よりありますでしょうか。

事務局： 会議の公開にあたり、事務局から公開の方法等についてご説明いたします。資料3の「審議会等の会議の公開に関する指針」5、6、7にも規定されておりますとおり、公開する会議は、一定（概ね10人程度）の傍聴席を設け、市民の傍聴を認めます。この場合の市民とは、在住・在勤・在学の方、及び市内に事務所等をお持ちの個人または団体の代表者の方を指します。また、会議の開催にあたりましては、1週間前までに市の情報コーナーで掲示し、開催日時・場所・議題等を周知するために公表することとしております。会議の結果につきましては、会議要録を市の情報コーナー等で閲覧に供することとしております。

以上の、会議公開に関する事項につきましては、会議公開要領としてまとめまして、次回の検討部会でお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

委員長： ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

（質疑応答の間）

委員長： この会議要録の公開については、これは要点筆記ですか。それともすべての発言

を記録したものを公開されるのですか。

事務局： 基本的には要約筆記で、まとめさせていただきたいと思っております。

委員長： はい、ありがとうございます。そういうことで要約して公開されるということですが、当然、誰が発言したということは、出ませんので、気楽に率直にご発言をいただければと思います。

それでは、次の案件4に進めさせていただきます。

「自治基本条例について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、「自治基本条例とその検討体制について」ご説明申し上げます。

資料4をご覧くださいませようをお願いいたします。

まず1番に「自治基本条例とは」ということで、通常市役所で条例とは新しい法律ができたとか、改正されたのでというように、法律に基づいて作る流れがあるのですが、この自治基本条例には根拠法律はございません。必ずしもつくらないといけないのかということそうではございません。ただ、この自治基本条例は門真市にとって必要な条例と考えておまして、まず一般的な自治基本条例について申し上げたいと思います。まず自治に関する基本理念、市政運営の基本的な事項などが定められており、これにより自治基本条例は最高法規とよく言われております。

そして、2番目で条例の内容を挙げておまして、全国では150を超える自治体で制定されておまして、名称も自治基本条例とされているところもあり、まちづくり条例であるとか名称はさまざまです。ちなみに大阪府下では、池田市など11市町村で制定されております。

続きまして、3番目に条例制定の背景ですが、平成12年に地方分権の一括法が施行され、昨今地方分権の流れがあります。簡単に言いますと地域のことは地域で考えて地域でやっというということです。自主性主体性が求められており、地域主権も求められていると感じております。また、行政へのニーズも多様化複雑化しており、個性豊かで活力に満ちた社会づくりを実現していかなければならない。

市民と行政による協働のまちづくりを進めるということが背景となっております。

そこで、4番目になぜ門真市に自治基本条例が必要なのかということですが、先ほどの市長の挨拶にもありまして、昨年を公民協働元年と位置付けており、第5次総合計画も公民協働を軸にしております。門真が元気になる、門真が元気になるとは地域が元気になる、地域が元気になれば当然市も元気になるということでございます。市民の皆様が市政に参画していただく仕組み作りが必要であると考えております。

そして、5番目に条例制定の考え方ということで3点挙げております。

まず、市民の皆様が主体であるということから市民目線の検討体制であるという事でございます。次に協働を進めていく地域の主体性や個性が尊重された市民一体のまちづくりができる条例をとという事でございます。

3点目は情報の共有ということで、どういったことが検討されているのかという

ことも市のHPや広報を利用して情報提供をしてみたいと考えております。

また、市民アンケートや事業者・団体ヒアリングも考えておりますし、パブリックコメントという手続きも踏まえまして最終条例化したいと考えております。

最後になりますが、検討体制はまず皆様にご参加いただいている市民検討委員会でございますが、検討部会と策定部会という形で行います。

検討部会は、みなさんにざっくばらんに話をさせていただいて、今門真はどういうことが課題なのか、どういうことをやっていけば地域が元気になっていくのか、ということを検討いただき、策定部会は検討部会で検討されたものを条例素案にまとめていただくものです。

2番目に条例制定検討委員会ですが、これは副市長をはじめとしまして全部局長を委員とした市役所側の検討委員会です。皆様からいただいた素案を専門的な見地から最終的な条例案を検討するという体制でございます。

次に検討WGの設置でございますが、これは庁内の職員に公募でボランティアで参加していただいております。検討部会で皆様と一緒に検討をさせていただきます。

この市民検討委員会は平日午後または土日に開催ということですが、事務局を含め公募職員はすべてボランティアで参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、参考資料としまして自治基本条例のパターンというA3の資料をお配りしております。①で理念型、②で市民参加制度規定型、③市民参画制度運用型（内在型）、④市民参画制度運用型（外出し型）と分類しております。これは、全国150を超える自治体で制定されております自治基本条例を企画課で分析し、大体この4つになるということで分類したものでございます。

①の理念型は箕面市が当てはまりまして理念を自治基本条例という形で制定しております。条文も他のものに比べるとあまりないものとなっております。

②の市民参加制度規定型は、①の理念型に付け加えまして市民の皆様にご参加していただくということで、アンダーラインを加えているところが、主に付け加わったものでございます。大東市がこういった形で制定しております。

③は市民参画型ということで第15条に地区市民協議会というのが書かれております。ここが、①②とは違うところでございます。市民の皆さんが主体となって参加して、しかも動いていくという形ですので「参画」という表現を使っております。地域地域が元気になる仕組みを作っていきたいということでこれは岸和田市の例でございますが、条例の中で仕組み作りを考えているということでございます。

④は③が内在型に対しまして、外出し型としております。これは地区市民協議会というものを条例の中に持たず、別条例で持っているものでございます。これは、池田市が例でございます。池田市は自治基本条例とは別に池田市地域分権の推進に関する条例という中で地区市民協議会があります。ですので、自治基本条例の中にはなく別の条例で定めているということでございます。こちらは小学校区単位で設けられております。

こういったものが全国で定められており、昨今では③④が多く制定されております。なお、府内11市町村で制定された自治基本条例をお配りしておりますので、後ほ

ご覧ください。

今後の予定ですが、資料5の制定スケジュール案をご覧くださいでしょうか。現在の予定では、22年度23年度の2カ年での策定を考えております。最終は来年の12月議会で条例制定というのを案として持っております。9月から皆様に検討をしていただきますが、左側に検討項目を挙げております。項目ごとの検討を進めていただきますが、これはあくまでも案でございます。検討を進めていく中でもっとこういうことも検討してはどうかということも出てくることと思います。検討項目が増えたり、細分化されたりすることがあり、この日程ではこなせないということで日程が延びることもあるでしょうから、あくまでも案ということでお示ししております。

右側には▲と■で検討部会と策定部会の開催予定を挙げております。大体これぐらいの間隔で実施していくものです。

枠外の右側には、それぞれの部会でこういった内容をご検討いただくという予定でございます。

以上自治基本条例とはという一般論から門真市における自治基本条例の必要性、スケジュールの説明とさせていただきます。

委員長： ここまでの説明につきまして、何かご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

委員： スケジュールについてですが、最終まとめたものを議会に提出するというのですが、スケジュールを見る限り議会の参加であるとかが見えないんですが、最後の最後に内容がコロッと変わることはないのかどうか。

事務局： 今おっしゃられていたのは議会との関わりということでしょうか。

委員： そうです。

事務局： 最終どうなっていくのかということでございますが、検討項目で議会の役割というのも考えております。実際ご検討いただく中で方向性も見えてくるのかなと思います。私たちも実際に策定された自治体を回らせていただいたり、本を読む中で議会の役割は、議会独自で別条例を作っているところもありますし、自治基本条例の中に入っているところもあります。また、全く入っていないところもあります。

最終手続きとしましては、議会で承認されなければ条例となりませんので、最終は議会にゆだねられているというのは、今の制度上でございます。

後は我々の話ですが、議会も関心を持っておりますので、中間報告などそういった報告の場面はあると思います。

委員： ちょっとわかりにくかったんですけど。こういう動きをしているということは、当然議会も知っているんですよね。そのほか知りたいと思えば傍聴に来るとのことですか。

事務局： その通りでございます。今後は傍聴が可能となりますので次回からは傍聴にお越しになる可能性はあります。

委員： ぜひ議員に積極的に傍聴に来てもらうよう御案内ください。

事務局： わかりました。

委員： 今までまちづくりだとかいろんな会議に先生方は傍聴の機会があるのにあまり来られない。庁内から言いにくいかもしれないが。

事務局： 当然我々から周知していかなければならないものですので考えております。

委員長： 議会によっては議会基本条例を作っているところもあります。また、並行して自治基本条例特別委員会を設置するところもありますが、現在設置されておられませんので、議員の役割や責務などの議論やその他の過程については、市長さんや副市長さんを通じて適宜報告をしていただければいいかと思っております。
ほかにもございませんか。

委員： ちょっとだけ言わせてください。私等は素人、職員の方はプロ。私等の話はちょっと参考にする感じで聞いてもらった方がいいと思う。議員も市民の代表だし、市役所の方はプロ。地域の声を聞いて反映してもらった方がいい。門真は先行して作るんじゃなくて、他の市はもう作ってる。市役所の方はたくさんの資料を説明してたけど、私等は門真をどうしたいというのを言いたいだけ。市役所に行ってもすぐ窓口に出てこない。民間だったらいらっしやいませと飛んでくる。いらっしやいませとは言わなくてもいいけど、用件は何でしょうと来たら出てこい。そんなところから変わらないと赤字はなくなる。この場はもっと市民にしゃべらせる。総合計画の冊子も無駄。白黒でいい。

委員： この場は自治基本条例をどう進めていくのかを話す場ですので、部会や別の場で話をしてください。言いたいことはみなさんある。委員長、交通整理を。

委員長： 今日はまずセレモニー的に概要の説明で、次回から項目ごとの議論となります。今おっしゃったような行政に対する意見なども含めて、市民とどういう関係を作っていけばいいのかというのが主要なポイントですから、また次回以降活発な意見をお願いします。よりよい関係づくりをしていきたいと思っております。
では、また最後にご意見・ご質問をいただきますので、次の案件5に進めさせていただきます。
「今後の進め方について」、事務局より説明をお願いします

事務局： それでは、案件5「今後の進め方について」ご説明させていただきます。

資料6をお手元にご用意ください。

市民検討委員会は、検討部会と策定部会の2つの部会から成り立っております。

まず検討部会の進め方からご説明いたします。検討部会は皆様から率直なご意見をいただき、主要課題や問題点を明らかにしていくことを目的としております。

委員からたくさん御意見をいただくため、班分けを行いまして議論する時間を十分確保していきたいと考えております。資料1の委員名簿をお手元にご用意ください。6班に分けて議論を進めていきますが、班は委員名簿に記載をしておりますのでご確認ください。分け方につきましては、あいうえお順に分けております。

また、検討部会には職員も参加させていただきますが、所属が重ならないよう調整して班分けをしております。

続きまして、開催の日程ですが、2回先の開催予定を皆様のご都合のよい日を選んでいきたいと思っております。この後日程調整をさせていただきます。

続きまして、タイムスケジュールですが、当然議論の進み具合で変わりますので目安としてご覧ください。開始しまして約1時間は班ごとによる意見交換を行っていただきます。その後、班からの発表のための調整を約15分、発表を約30分、委員長より講評と次回の説明を15分という流れで進めていきたいと考えております。各検討部会の検討テーマはスケジュール右側の吹き出しに目安として記入しております。

続きまして、策定部会ですが、検討部会から挙げられた課題を集約・検討し、条例原案を作成する部会です。日程は検討部会と異なり、事務局で決定し通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

策定部会のタイムスケジュールですが、検討部会の検討内容を15分程度報告していただく時間を取り、50分程度要点整理を行い、その後条文としての検討に入ってください流れで進めてまいります。

欠席の連絡ですが、電話でもメールでも構いませんので企画課までご一報くださいますようお願いいたします。

それでは、2枚目の市民検討委員会の7つのお願いをご用意ください。班分けを行い議論をしていただく時間を十分に確保していきたいと考えておりますが、さらに円滑に進めるため、事務局より皆様をお願いをさせていただきたいと思っております。

まず1つ目に目的を共有する仲間であるという意識を持っていただきたいと思っております。委員の皆様の顔触れをご覧くださいませても職歴やお立場など様々です。

また、検討部会には職員も参加させていただきますので市民と職員という関係で、対立関係になってしまったり、苦情を言いたいという関係に陥ってしまいがちです。

よりよいまちづくりをしていきたいという同じ目的をもった仲間であるという形で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2番目に傾聴を心がけましょうということで、相手の意見を肯定的に聞いてくださいということです。

3番目に固定観念ではなく多様な価値観・異なる考え方を理解しましょうということですが、皆さんはそれぞれ地域の課題であるとか市民課題等をたくさんお持ちだと思っております。問題提起だけではなく問題解決まで進めていきたいと思っておりますので、

批判や否定ではなく、対案や提案をお願いします。

4番目も同じ主旨ですが、対案や提案を行うためにはきちんと学習して、責任ある参加をする必要があります。

5番目は論点を明確にして、適切な発言を心がけましょう。脱線してしまいますと收拾がつかなくなってしまうので、部会のテーマに沿った発言を心がけていただきたいと思います。

6番目は時間を守り、公平な発言の機会をつくりましょう。一人で話すのではなく、せっかくの機会ですのでたくさんの人の意見を聞いていただきたいと思います。

最後に、みんなに理解できる言葉を使いましょう。専門用語はやさしく説明し、なるべくわかりやすい言葉に置き換えましょう。特に英語などの横文字は非常にわかりにくいですし、よくつかわれている略語も伝わりにくい言葉ですのでご注意ください。

以上の7点につきまして、折に触れて心がけていただきますようお願いいたします。

以上です。

委員長： ここまでの説明につきまして、何かご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

委員長： 事務局からの7つのお願いということですが、一般的な会議のルールですので、皆さんで共有していけるのではないかと思います。あまり堅苦しく考えずに心の片隅にとどめておいていただければと思います。スケジュールですが、この条例自体が皆さんで作っていく条例ですので、検討部会はこういう風に進めたほうがいいんじゃないかということがありましたら修正していきたいと思います。

では、特に無いようですので、案件6の「第2回検討部会・第1回策定部会の日程調整」に移らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 先ほどの「今後の進め方について」でもご説明いたしましたが、2回先の検討部会会議日程を決めてまいります。原則として平日の夜に開催したいと考えておりますが、少しでも多くの委員にご参加いただける日程を設定したいと考えており、事前に開催候補日を選ばせていただいておりますのでご了承ください。

では、ご都合を伺ってまいります。予定が既に入っているなど、ご都合が悪い場合は举手願います。予定がすべて入っている場合はすべて举手していただいて結構です。それでは、次第の日程順に伺います。

10月15日（金曜日）午後7時のご都合が悪い方は、举手願います。

10月16日（土曜日）午前10時のご都合が悪い方は、举手願います。

10月16日（土曜日）午後2時のご都合が悪い方は、举手願います。

10月17日（日曜日）午後2時のご都合が悪い方は、举手願います。

10月17日（日曜日）午後6時のご都合が悪い方は、举手願います。

結果、15日（金曜日）の午後7時に第2回検討部会を開催させていただきますので、

よろしく願いいたします。お配りしております開催通知にご記入願います。

併せて、欠席された場合の通知方法について、FAX またはメールを用いて行いたいと思いますので、ご記入の上そのまま机の上に置いておいてください。

また、第3回検討部会の候補日を委員会次第の下段にお示ししております。

あらかじめご予定を調整いただきますようお願いいたします。

次回改めて挙手にて開催日を決定したいと思います。

以上でございます。

委員長： これで今日の予定はすべて終了となりますが、最後に何かご意見・ご質問はございますか。

委員： 差し支えなければ、何人の方が応募されて何人の方が委員に選ばれたのかを教えてくださいたいのですが。

事務局： この市民検討委員会に応募された方は全員委員になっていただいております。

委員： 今回たくさん参考資料をいただいているのですが、この資料は今後もいただけるのでしょうか。

事務局： 今後の検討をする上で、必要な資料は随時用意してまいります。

委員長： 積極的に情報提供していただけるということですので、可能な限りご対応いただければと思いますので、ご安心ください。

委員： 班分けなんですけども、地域コーディネーターの方は各班に入っているのでしょうか。地域コーディネーターの方は、地域の課題をよくご存じだと思うので、あいうえお順よりいいのでは。そのほうが話がスムーズにいくのではないのでしょうか。

個人情報の問題もあるとは思いますが、経歴や地域バランスなども考慮して班分けしてほしい。

事務局： あいうえお順で班分けさせていただいたことは先ほど御説明させていただいた通りでございます。また、委員もおっしゃったとおり、個人情報の取り扱いには神経をとがらせているところです。こちらから断りなしに開示できる情報は限りがありますので、検討を進めていく中でお互いの立場を知っていただければと思います。

委員： 補足させていただきます。個人情報ということですので、誰がというのは伏せませんが、あいうえお順に分けられていますが、偶然にも大体の班にコーディネーターが入っております。私は副委員長に就任させていただいた立場からオープンにさせていただきます。

委員： ありがとうございます。

委員： ちょっと個人情報というのが独り歩きしているんじゃないか。公募してやっているんだからいいんじゃないか。コーディネーターは大阪府から認証されているんでしょ。

委員長： 今の議論は、役所の立場としては難しいということなので、個人の立場で判断してもらおうということですので、よろしくお願いします。

委員： ここに集まっている人は、それぞれが門真を良くしようという思いをもって集まっているので、コーディネーターが入っていないといけないというのは違うと思う。

委員： 私も同意見です。地域コーディネーターが各班に入っている必要はないと思う。
地域コーディネーターが条例を作るんだったら、我々が集まる必要はない。たまたま、副委員長がコーディネーターをされているということと他にもいらっしゃるということからこの話になったんだと思うが。むしろ地域コーディネーターだけの班を作ってもいいんじゃないか。多様な意見を集めるのが目的である。

委員： 全体の意見を聞く時間があるんですね。

委員： あるからそれでいい。

委員長： まとめていただいてありがとうございます。

委員長： 他にご意見がないようでしたら、本日の委員会は以上をもって終了させていただきます。

委員： 前にいただいた資料に9月30日に何かあるんですね。それは中止ですか。さっき決めた10月15日が第2回なんですね。

事務局： 今回は、第1回委員会でごさいますして、9月30日は第1回検討部会でごさいます。
さきほど決まりましたのは、第2回検討部会でごさいます。

委員： 少し時間があるようなので、良ければ一人一言ずつ発言して終わりませんか。
(各委員一言自己紹介等)

委員長： ありがとうございます。これで終了したいと思います。

それでは委員の皆様、長時間どうもありがとうございました。